



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月26日火曜日 第1873号

◇ 目 次 ◇ 告 示

介護員養成研修事業者の指定.....	747
土地改良区役員の就退任の届出.....	747
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	747
県営土地改良事業の工事の完了.....	747
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	747
道路の区域変更（一般国道317号）.....	749
道路の供用開始（" "）.....	749
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	749
開発行為に関する工事の完了.....	749
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（2件）... ..	750
道路の位置の指定.....	750

公 告

総合行政ネットワークサービス提供設備の借入れ.....	750
争議行為の通知の公表（2件）.....	751

教育委員会告示

私立博物館の登録.....	751
博物館に相当する施設の指定.....	751

告 示

○愛媛県告示第1162号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
愛媛県立宇和島高等技術専門学校	愛媛県宇和島市柿原神の前1712	訪問介護に関する2級課程	平成19年5月15日

○愛媛県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鋸本 昭二	西予市宇和町田苗真土821番地

○愛媛県告示第1164号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良

事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八反地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八反地地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年6月27日から7月25日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第1165号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮西地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年6月27日から7月25日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第1166号

この県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	学蓮寺地区	平成19年2月9日

○愛媛県告示第1167号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

今治市玉川町鈍川字下日浦庚 681、字日浦庚 683、庚 686 の 1、庚 686 の 3、庚 688、庚 689 の 1、庚 689 の 2、庚 690 の 1、庚 690 の 2、庚 693、庚 694 の 1、庚 694 の 4、庚 695 の 1、庚 695 の 2、字佛ヶ峠庚 698 の 2、庚 698 の 3、字竹力成庚 699、庚 700 の 14、字ユツリ八庚 702 の 3、庚 702 の 5 から庚 702 の 9 まで、字白石庚 703 の 4、庚 703 の 5、字被川庚 704 の 1、庚 704 の 2、庚 706 の 1、庚 706 の 3、庚 707 の 1、庚 708、字シデガヘラ庚 714 の 1、庚 714 の 2、庚 715 の 1、字日ウラ向庚 717 の 1、庚 717 の 2、庚 721、庚 723、字日浦岩スシ庚 724、庚 725 の 1、庚 725 の 2、字シシヲチ庚 745 の 1、庚 749、玉川町木地字一ノゴ辛 1 の 1、辛 1 の 4、辛 1 の 5、辛 1 の 9、辛 6 の 2、辛 6 の 6 から辛 6 の 10 まで、辛 6 の 15、字ユノ谷辛 2 の 1、辛 2 の 2、辛 2 の 4、辛 2 の 7、辛 2 の 9、辛 14 の 1、辛 14 の 3、辛 14 の 5 から辛 14 の 15 まで、辛 14 の 17、辛 14 の 19 から辛 14 の 22 まで、辛 14 の 24 から辛 14 の 26 まで、辛 14 の 39 から辛 14 の 49 まで、辛 14 の 52、辛 15、字子コ谷辛 3 の 2 から辛 3 の 4 まで、辛 3 の 6、辛 3 の 7、字マル山辛 4 の 3、辛 4 の 5 から辛 4 の 10 まで、辛 4 の 12、辛 4 の 13、辛 4 の 16、辛 4 の 17、辛 4 の 20、辛 10 の 3、辛 10 の 6、字イノ谷辛 5 の 1 から辛 5 の 3 まで、辛 5 の 5 から辛 5 の 8 まで、字コマンコエ辛 8 の 2 から辛 8 の 4 まで、辛 8 の 6、字ゴヲノ谷辛 11 の 1、辛 13 の 1、辛 13 の 4、辛 13 の 5、字ヲトシ辛 13 の 2、字坊城ノ向辛 16 の 1 から辛 16 の 4 まで、辛 16 の 9、辛 16 の 10、辛 16 の 13、字松尾口辛 18 の 3、辛 18 の 6、辛 18 の 8、辛 18 の 10、辛 65 の 2、辛 65 の 3、字ボウシ口辛 19 の 2、辛 19 の 3、辛 19 の 5、辛 19 の 7、辛 19 の 10、字子シ畑辛 23 の 1 から辛 23 の 5 まで、辛 24 の 1、辛 24 の 2、字松ヲ谷辛 25 の 1、辛 25 の 2、辛 25 の 5 から辛 25 の 10 まで、辛 25 の 17、辛 25 の 20 から辛 25 の 23 まで、辛 25 の 27 から辛 25 の 31 まで、字ヒル谷辛 27 の 1、辛 27 の 5、辛 28 の 2 から辛 28 の 4 まで、辛 29 の 1、辛 29 の 5、辛 29 の 7、辛 31 の 2、字明神下辛 32 の 4、辛 32 の 5、辛 32 の 9 から辛 32 の 13 まで、辛 32 の 15、辛 33 の 1、辛 33 の 2、辛 33 の 8、辛 33 の 15、辛 33 の 18、辛 33 の 19、辛 33 の 22、辛 33 の 25、字篠カ成辛 34 の 1、辛 34 の 6、辛 34 の 9 から辛 34 の 11 まで、辛 34 の 17、字杉ノ窪辛 35 の 1、辛 35 の 4、字大ミゾ宮ノ谷辛 36 の 1 から辛 36 の 4 まで、辛 36 の 7、辛 36 の 8、辛 36 の 14、辛 36 の 15、辛 36 の 17、辛 36 の 21、辛 36 の 25、辛 36 の 34、辛 36 の 37、辛 36 の 40、辛 36 の 44、字大ミゾ辛 37 の 1、辛 37 の 4、辛 37 の 5、辛 37 の 9、辛 37 の 11、辛 37 の 13、辛 37 の 14、辛 37 の 18、辛 37 の 21、辛 37 の 24、辛 37 の 25、字大サコ辛 38 の 1、辛 38 の 2、辛 39 の 3、辛 39 の 4、辛 39 の 10、字チャセンボウル谷辛 40 の 3、辛 40 の 4、辛 40 の 9、字ケヤケ山辛 41 の 1、字石原畑辛 42 の 2、辛 42 の 3、辛 42 の 8、辛 42 の 9、辛 42 の 11、辛 42 の 13、辛 42 の 18、辛 42 の 26、字ドロボヤシキ辛 45 の 1 から辛 45 の 3 まで、字イノハナ辛 46 の 1、辛 46 の 3、字コバ谷辛 48 の 1 から辛 48 の 7 まで、辛 49 の 6、辛 49 の 7、字柿木谷辛 49 の 2、字コタマゴ辛 50 の 1 から辛 50 の 3 まで、辛 50 の 5、辛 50 の 9、辛 50 の 10、辛 50 の 12 から辛 50 の 14 まで、辛 50 の 18、辛 50 の 19、辛 50 の 24、辛 50 の 26、辛 50 の 27、辛 51 の 2、辛 52 の 2、辛 59、辛 60 の 2 から辛 60 の 4 まで、辛 61 の 2、辛 61 の 3、辛 62 の 2 から辛 62 の 4 まで、辛 63 の 1、字ケスケ谷辛 54 の 7 から辛 54 の 11 まで、辛 54 の 13、辛 54 の 16 から辛 54 の 21 まで、辛 54 の 25、辛 54 の 34、辛 54 の 39、辛 54 の 43、辛 54 の 49、

辛 54 の 50、辛 54 の 54 から辛 54 の 57 まで、辛 54 の 63、辛 54 の 74、辛 54 の 75、字イシゴヤ辛 55 の 4、辛 55 の 10 から辛 55 の 13 まで、辛 55 の 15 から辛 55 の 18 まで、辛 55 の 22、辛 55 の 25、辛 55 の 27、辛 55 の 30、辛 55 の 34、辛 55 の 38、辛 55 の 39、辛 55 の 42、辛 55 の 49、辛 55 の 51、辛 55 の 57、辛 55 の 59、辛 55 の 60、辛 55 の 65、辛 55 の 69、辛 55 の 71、辛 55 の 74、辛 55 の 75、辛 55 の 79、辛 55 の 83、辛 55 の 90、辛 55 の 92 から辛 55 の 95 まで、辛 55 の 101 から辛 55 の 103 まで、辛 55 の 107、辛 55 の 111 から辛 55 の 113 まで、辛 55 の 118、辛 55 の 119、辛 55 の 122、字イシハラ谷辛 57 の 10、辛 57 の 19 から辛 57 の 21 まで、辛 57 の 24、辛 57 の 25、辛 57 の 35、辛 57 の 44、辛 57 の 49、辛 57 の 50、辛 57 の 52、辛 57 の 83、辛 57 の 86 から辛 57 の 91 まで、辛 57 の 96、辛 57 の 98、辛 57 の 103、辛 57 の 109 から辛 57 の 113 まで、字コタマゴ篠成辛 63 の 4、辛 63 の 11、辛 63 の 17、辛 63 の 23、辛 63 の 27、辛 63 の 29、辛 63 の 33、辛 63 の 35、辛 63 の 36、辛 63 の 39、辛 63 の 43、辛 63 の 45、辛 63 の 47、辛 63 の 49、字長尾口松尾辛 64 の 4、辛 64 の 5、辛 64 の 7、辛 64 の 14、辛 64 の 24、字松尾辛 66 の 1、辛 66 の 3、辛 66 の 4、字シノカナル辛 69、字奉公人ゴヤ辛 70 の 1、辛 70 の 4、辛 70 の 5、字長尾コヲカ谷辛 71 の 1、辛 71 の 2、辛 71 の 5、辛 71 の 6、辛 71 の 8、辛 71 の 9、辛 71 の 11、字ヨコグラ番辛 72 の 1、字杉ナル辛 72 の 2 から辛 72 の 4 まで、字コタマゴ谷辛 73 の 3、辛 73 の 6 から辛 73 の 8 まで、辛 73 の 10 から辛 73 の 15 まで、辛 73 の 17、辛 73 の 19、辛 73 の 21、辛 73 の 29、辛 73 の 30、辛 73 の 32 から辛 73 の 44 まで、辛 73 の 46、辛 73 の 48 から辛 73 の 52 まで、辛 73 の 54 から辛 73 の 56 まで、辛 73 の 60、辛 73 の 66 から辛 73 の 69 まで、辛 73 の 71、辛 73 の 73、辛 73 の 75、辛 73 の 77、辛 73 の 79、辛 73 の 80、辛 73 の 88、辛 73 の 97、辛 74 の 6、辛 74 の 8、辛 74 の 9、字ヨコグラ辛 74 の 1、辛 74 の 3、辛 74 の 4、辛 75 の 2、辛 75 の 3、辛 75 の 5、辛 75 の 11、辛 75 の 13 から辛 75 の 16 まで、辛 75 の 21 から辛 75 の 23 まで、辛 75 の 25、辛 75 の 32、辛 75 の 34、辛 76 の 3、辛 76 の 5、辛 76 の 8 から辛 76 の 10 まで、辛 76 の 12、字竹力成辛 77 の 3、辛 78、字ホドロ辛 80、辛 81、辛 82 の 3、辛 82 の 5、字ケスケ辛 83 の 4、辛 83 の 6、辛 83 の 7、辛 84 の 1、辛 84 の 3、辛 84 の 4、辛 84 の 6 から辛 84 の 9 まで、辛 85 の 2、辛 85 の 3、字フ子辛 86 の 2、字ゴンベ谷辛 87 の 2、字ヨコクラ辛 88 の 5、辛 88 の 10、辛 88 の 13、辛 88 の 18 から辛 88 の 22 まで、辛 88 の 29、辛 88 の 40、辛 88 の 45 から辛 88 の 47 まで、辛 88 の 50

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	松山市藤野町甲227番1地先から 同市藤野町甲163番2まで	旧	メートル 7.7~15.0	キロメートル 0.235	
			新	15.3~28.8	0.235	
"	"	松山市藤野町甲58番2から 同市藤野町甲2番3まで	旧	8.0~25.0	0.327	
			新	12.8~31.0	0.327	

○愛媛県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市藤野町甲227番1地先から 同市藤野町甲163番2まで	平成19年6月26日
"	"	松山市藤野町甲58番2から 同市藤野町甲2番3まで	"

○愛媛県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田752番4から 同市三間町曾根909番地先まで	旧	メートル 0	キロメートル 0	
			新	19.0~63.0	0.266	

○愛媛県告示第1171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第15号 平成19年6月8日	伊予郡松前町大字昌農内字正仙寺434番2	西宇和郡伊方町湊浦440番地3 四国電力伊方アパート311号 上野石雄

○愛媛県告示第1172号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のように指定した。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称及び住所
株式会社愛媛建築住宅センター
愛媛県松山市千舟町六丁目4番地2
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 社	愛媛県松山市千舟町六丁目4番地2
東 予 支 店	愛媛県西条市神拝甲276番地4

- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成19年6月20日
- 4 指定をした日
平成19年6月18日
- 5 指定の有効期間
指定をした日から5年間

○愛媛県告示第1173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のように指定した。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称及び住所
財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府大阪市中央区谷町二丁目3番12号
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成19年6月20日
- 4 指定をした日
平成19年6月18日
- 5 指定の有効期間
指定をした日から5年間

○愛媛県告示第1174号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
東温市牛淵字横畑1120番3の一部、1121番1の一部、1120番3地先農道及び1121番1地先農道
- 2 申請人の住所氏名
松山市久米窪田町902番地
安岡 宏
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
総合行政ネットワークサービス提供設備の借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
総合行政ネットワークサービス提供設備 一式
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
 - (5) 借入物品の納入場所
愛媛県ネットワーク・オペレーション・センターとする。
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当りの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成19年9月30日までに当該物品を納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2289
 - (2) 入札書の受領期限
平成19年7月20日（金）午前10時
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に揚げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成19年7月20日（金）午前10時
愛媛県庁本館1階 企画情報部管理局情報政策課システム設

計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

○公 告

争議行為の通知の公表について

堀江病院医療労働協議会執行委員長永田忠司から次のとおり争議

行為を行う旨の通知が平成19年6月18日あったので公表する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成19年度賃金引上げ及び夏季一時金
- 2 日時 平成19年6月29日正午より問題が完全解決に至る間
- 3 場所 医療法人佑心会堀江病院（松山市福角町1582番地）における同組合員が従事する全職場
- 4 概要 上記記載の職場において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成19年6月18日あったので公表する。

平成19年6月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成19年度夏季一時金、その他に関する事項
- 2 日時 平成19年7月2日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
（今治市高市甲786の13）
財団法人正光会宇和島病院
（宇和島市柿原1280番地）
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する私立博物館として、同法第12条の規定に基づき、次のように登録した。

平成19年6月26日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

設置者の名称及び住所	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	登録番号
財団法人ITM伊丹記念財団 松山市東石井一丁目6番10号	伊丹十三記念館	松山市東石井一丁目6番10号	平成19年6月18日	第17号

○愛媛県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定による博物館に相当する施設として次のとおり指定した。

平成19年6月26日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 設置者の名称
松山市
- 2 名称

松山市坂の上の雲ミュージアム

- 3 所在地
松山市一番町三丁目20番地
- 4 指定年月日
平成19年6月18日